

リハビリテーション専門職派遣事業実施要綱

1 目的

地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域におけるリハビリテーション、介護予防の取り組みを機能強化する必要がある。市町（広域連合を含む）及び地域包括支援センター（以下「市町等」という。）と協力し、地域ケア会議、住民運営の会の場、通所、訪問、サービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職の関与を促進していく。

このため、市町等が必要とするリハビリテーション専門職を派遣し、地域の実情に応じた地域リハビリテーション活動、医療・介護等の多職種連携を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、一般社団法人 三重県理学療法士会内リハビリテーション情報センター（以下、リハビリテーション情報センターという）とする。

3 リハビリテーション専門職派遣事業内容

リハビリテーション情報センターは、市町等単独では確保が困難なリハビリテーション専門職を派遣し、包括的・継続的ケアマネジメント支援の観点から、地域ケア会議等の地域リハビリテーション活動支援事業における助言等を行う者を委嘱、派遣する。

確保する専門職としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とし、地域の実情に応じ、適切な専門職を派遣するものとする。

4 事業経費

リハビリテーション情報センターは、本事業に要するリハビリテーション専門職派遣に係る経費は、別に定める基準に従い執行するものとする。

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。